

女性活躍推進法への実務対応と 女性の就労に係る法律知識

～2016年4月1日より女性活躍推進法が施行！行動計画の策定が必要に～

2015年8月に成立した「女性活躍推進法」がいよいよ4月1日より施行されることとなりました。従業員301名以上の民間事業主には女性の職業生活に関する状況把握、改善すべき事情についての分析、「事業主行動計画」の策定、労働者への周知、外部への公表及び女性の活躍に関する情報の公表が義務付けられます。本セミナーでは、状況把握と分析結果からどのような取り組みが求められるのか、認定取得のための効率的な取り組み内容と目標策定方法は何かというところに焦点を当て、企業が対応しなければならない事項を実務に即してイメージが湧くよう解説いたします。

日時	2016年2月17日（水） 14:00～16:00 （受付13:30～）			
場所	(株)セゾン保険サービス 会議室（豊島区東池袋4-21-1 アウルタワー 4階） 〈東京メトロ有楽町線「東池袋駅」6・7番出口よりサンシャイン方面地下通路徒歩1分〉			
申込締切	2015年2月12日	定員	40名	参加費 無料
申込方法	下記申込書をFAX送信いただくか、電話、メールにてお申し込みください。			
お問い合わせ先	営業開発部 TEL 03-3988-1526 担当：三枝・西岡 seminar-info1@saison-hoken.co.jp			

セミナー内容

女性活躍推進法で求められる事業主の責務を履行するにあたり、理解が必須な均等法からご説明します！

1. 男女雇用機会均等法の概要

- 1) 男女雇用機会均等法の概要
- 2) 男女雇用機会均等法に関わる罰則
- 3) 性別を理由とする差別の禁止とは
- 4) ポジティブアクションとは
- 5) 女性優先の管理職登用とは

2. 女性活躍推進法の概要と実務対応

- 1) 女性活躍推進法の概要
 - ①女性活躍推進法成立の背景
 - ②事業主の責務とは
 - ③認定制度とは
- 2) STEP 1 現状把握と課題の抽出
 - ①基本方針の策定
 - ②現状把握・数値分析の方法
- 3) STEP 2 行動計画の策定
 - ①目標の設定
 - ②取組み内容の決定
- 4) STEP3行動計画の届出・周知・公表
 - ①「一般事業主行動計画策定・変更届」の作成方法
 - ②従業員への周知方法
 - ③女性の活躍に関する情報の公表の実務対応
- 5) STEP4一般事業主行動計画の推進・点検・評価

3. 効果的な取り組み内容

- 1) 他社の事例からみる成功例
- 2) 在宅勤務制度の導入と留意点
- 3) 在宅勤務規程・ハンドブックの作成例

講師

コンサルティング部

山口 愛氏

(多田国際社会保険労務士事務所)



関西学院大学理工学部卒業。

卒業後大手派遣会社に就職し派遣社員の労務管理及び安全衛生教育、規程の改訂等を担当。

多田国際社会保険労務士事務所入社後は、アメリカ事業部担当として国際労務に関するコンサルティングを中心に活躍。

また、国内就業規則をはじめとする規程類の作成を専門とし、日々の労務相談や臨検対応も行っている。

最近はマイナンバーコンサルティング、年金相談、懲戒事案への対応、労働時間に関するコンサルティングに注力しており、お客様の実情や経営方針に沿ったコンサルティングを得意としている。

多田国際社会保険労務士事務所

東京都品川区大崎1丁目6番1号 T0C大崎ビル17階

<http://www.tk-sr.jp/>

※内容を一部変更することがございます。

女性活躍推進法と実務対応セミナー申込書

貴社名			
ご住所			
連絡先	TEL:	FAX:	
参加者氏名	所属・役職	参加者氏名	所属・役職

当社は、取得した個人情報をセミナーの準備、実施のために必要な範囲で利用します。

お申込はFAX・電話・メールにて FAX:03-3985-8237 TEL:03-3988-1526
メール: seminar-info1@saison-hoken.co.jp

主催

多田国際
社会保険
労務士事務所
提携先

いつまでも変わらない安心をお届けします

保険代理店「セゾン保険サービス」

SAISON
CARD
INTERNATIONAL

クレディセゾングループの
保険代理店です